**【重要なお知らせです】必ずお読みください**

平成２６年８月吉日

**建築積算士の皆様**

公益社団法人日本建築積算協会

会長　野呂幸一

**建築積算士登録更新について再度のご案内**

拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、建築積算士更新講習の申し込み期限は７月末までとなっておりましたが、まだ申込みされていない方がいらっしゃいますので、申し込み期間を延長いたします。延長期間は未定ですが、状況により申し込みを締め切ることがありますので、お早めに申し込みください。

すでに申し込みされておられる場合は、行き違いをお詫び申し上げます。

毎年多くの方が、喪失した建築積算士資格を復活したいと相談されます。定年退職後に再就職のため、資格が必要となった方も多くいらっしゃいます。必要な場面で必要な時期に資格を活用できないことは、皆様が今まで努力されたことが報われないことになります。

また、今年度から更新講習方法の変更により基本的に受講日時がフリーとなったため、資格復活の特別認定要件である「やむを得ず更新講習を受講できなかった正当な理由」は非常に限られます。したがって、一度失効した資格を復活する審査は非常に厳しくなりますので、更新手続き忘れに十分ご注意ください。

当協会としては、後々残念な状況を生じないよう皆様に再度のご案内をする次第です。

敬具

【資格の停止と失効について　①】**平成２７年３月３１日が有効期限**の方

* 今年度の更新講習を受講されない場合、来年度も更新講習の受講は可能ですが、平成２７年４月１日からは１年間資格が停止されます。
* 来年度、更新講習を受講された場合でも、平成２８年４月１日になってようやく資格が復活します。
* 来年度も更新講習を受講されなかった場合は、平成２８年３月３１日をもって、資格は完全に失効します。

【資格の停止と失効について　②】**平成２６年３月３１日が有効期限**であった方

* 現在資格は停止されていますが、今年度も更新講習を受講されなかった場合は、平成２７年３月３１日をもって、資格は完全に失効します。